

議案第 12 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削り、同条第4号中「法第109条第5項、第110条第5項及び第251条の2第9項」を「法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）」に、「学識経験者」を「学識経験者等」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、参考人として出頭した者

第1条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第199条第8項の規定により、監査委員に関係人として出頭した者
付 則

この条例は、公布の日から施行する。